（総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室長）環境技官　田中　紀彦
厚生労働省に出向させる
（総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室長）同　瀬川　恵子
総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査室長に配置換する
総合環境政策局環境影響評価課環境影響審査推進調整官に併任する
（大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課課長補佐）同　木村　正伸
総合環境政策局環境保健部企画課化学物質審査室長に昇任させる
大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課廃棄物・リサイクル制度企画室長の併任を解除する
（原子力規制委員会原子力規制庁長官官房審議官）環境事務官　熊倉　基之
地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策室長に転任させる
地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室長に併任する
地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室長に併任する
（地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策室長）同　奥山　祐矢
原子力規制委員会原子力規制庁に出向させる
地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室長の併任を解除する（以上七月八日）
（皇居外苑管理事務所長）環境事務官　金井　伸尚
辞職を承認する
皇居外苑管理事務所北の丸分室長の併任は終了した（七月十日）
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働技官　野田　広
環境技官（環境調査研修所国立水俣病総合研究センター所長）に昇任させる
（環境調査研修所国立水俣病総合研究センター所長）環境技官　阿部　重一
厚生労働省に出向させる（以上七月十二日）
（大臣官房付）環境事務官　西田　圭祝
大臣官房付に復職させる
辞職を承認する（七月三十一日）
（日本環境安全事業株式会社中間貯蔵事業準備室次長）　小森　繁
環境事務官（大臣官房付）に採用する（八月一日）

官庁報告

官庁事項

指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示

建築基準法（昭和25年法律第201号。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 25 年８月２日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　監督命令をした年月日　平成25年７月22日

２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　ビューローベリタスジャパン株式会社　仙台事務所　宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　埼玉事務所　埼玉県さいたま市大宮区仲町３丁目13番１号　千葉事務所　千葉県船橋市本町１丁目３番１号　東京新宿事務所　東京都新宿区西新宿１丁目６番１号　東京渋谷事務所　東京都渋谷区渋谷１丁目16番９号　東京御茶ノ水事務所　東京都千代田区神田駿河台２丁目８番地　立川事務所　東京都立川市曙町２丁目13番３号　横浜事務所　神奈川県横浜市西区高島２丁目19番12号　川崎事務所　神奈川県川崎市川崎区駅前本町10番地５　名古屋事務所　愛知県名古屋市中区栄４丁目１番８号　大阪事務所　大阪府大阪市中央区北浜４丁目１番21号　福岡事務所　福岡県福岡市中央区天神１丁目１番１号　ＢＶエクスプレス神戸　兵庫県神戸市中央区三宮町１丁目１番１号　ＢＶエクスプレス大阪　大阪府大阪市中央区北浜３丁目２番23号　ＢＶエクスプレス堺　大阪府堺市堺区新町４番７号　ＢＶエクスプレス姫路　兵庫県姫路市栗山町151番地２　代表取締役　佐々木泰介

３　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成25年８月21日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

４　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関であるビューローベリタスジャパン株式会社が行った確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、建築計画が建築基準法に適合しないこと（高度地区内にある建築物の計画において、建築物の各部分の高さを、当該高度地区の規定により、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に応じた高さ以下としなければならないにもかかわらず、これに適合しないこと）を看過したことから、建築基準法第58条の規定に適合していない建築計画に対して確認済証を交付した。また、同社が行った完了検査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、建築基準法に適合しないこと（建築物又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならないところ、建築物に附属する塀の一部が道路に突出していること）を看過したことから、建築基準法第44条の規定に適合していない建築物及びその敷地に対して検査済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 25 年８月２日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　監督命令をした年月日　平成25年７月22日

２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　株式会社国際確認検査センター　本社　大阪府大阪市中央区北浜３丁目７番12号　東京支店　東京都中央区八重洲２丁目４番６号　阪神支店　兵庫県西宮市今在家町３番６号　九州支店　長崎県長崎市元船町14番10号　東北支店　宮城県仙台市青葉区中央１丁目６番23号　代表取締役　山田　耕藏

３　監督命令の内容　確認検査の業務に従事する確認検査員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を平成25年８月21日までに提出すること。また、この命令の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに当職に報告すること。

４　監督命令の原因となった事実　指定確認検査機関である株式会社国際確認検査センターが行った確認審査において、その業務に従事する確認検査員が、過失により、建築基準法に適合しないこと（バルコニー部分が鉄筋コンクリートで築造されているはね出しの袖壁に接続されているため、当該はね出し袖壁の中心線で囲まれた部分は建築面積に算入しなければならないところ、当該部分を建築面積に算入しなかった結果、建ぺい率制限を超過すること、及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）（以下「令」という。）第135条の６による高さ制限の適用において、令第130条の12の後退距離の算定の特例に該当しない変圧器の存在を見落とし後退距離の算定を誤まった結果、令第135条の６の適用を受けられないにも関わらずこれを適用したため、高さ制限に適合しないこと）を看過したことから、建築基準法第53条及び第56条の規定に適合していない建築計画に対し確認済証を交付した。

建築基準法（昭和25年法律第201号。）第77条の30第１項の規定による監督命令をしたので、同条第２項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 25 年８月２日

国土交通大臣　太田　昭宏

１　監督命令をした年月日　平成25年７月22日

２　監督命令を受けた指定確認検査機関の名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名　日本ＥＲＩ株式会社　確認検査本部　東京都港区赤坂８丁目10番24号　札幌支店　北海道札幌市中央区北３条西３丁目１番地　盛岡支店　岩手県盛岡市中央通１丁目７番地25　仙台支店　宮城県仙台市青葉区本町２丁目１番29号　つくば支店